

令和8年度予算編成方針

内閣府が示す月例経済報告（令和7年9月）によると、我が国の経済は、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクに留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされています。

政府は、令和8年度予算概算要求の基本的な方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太の方針）に基づき、地方創生 2.0 の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靭化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施などを重要政策と位置付けています。また、予算編成においては、重要な政策の選択肢をせばめることなく、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化し、要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映するとしています。

本市の令和6年度一般会計決算は、前年度に対し、歳出では普通建設事業費、災害復旧事業費の増により投資的経費が増加したことで9億8,167万1千円の増額、歳入では繰入金、市債、地方交付税等の増により自主財源及び依存財源が増加したことで11億7,044万6千円の増額となりました。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度より0.4%高い92.2%となり、今後も公共施設の更新整備、社会保障対策に要する経費の増加が見込まれることから、引き続き厳しい財政運営となることが予想されます。

令和8年度予算編成に当たっては、財政状況の厳しさが増す中でも、真に必要な諸施策を着実に実行するため、各課長の権限と責任のもとで主体的に、全事業について課題等を総点検した上で、事業の優先度を見極め、経常化する経費の累積による財政構造の硬直化を防ぐために、より効果の高い事業に重点的に取り組み、持続可能な財政運営を堅持していく必要があります。そのため、職員一人ひとりが、厳しい財政状況をしっかりと認識し、「新規・拡充事業（ビルド）に要する財源は、既存事業の見直し（スクラップ）により対応すること」を基本姿勢に、柔軟な発想による自主財源の確保や、情報収集による国・県支出金等の確保に努めなければなりません。第2次総合計画に掲げる将来都市像「人と自然が共生する 活気あふれる 住みよいまち 南九州市」の実現に向けて、最少の経費で最大の効果が発揮されるよう英知を結集し、市民の負託に応える予算となるよう特段の努力をお願いします。

令和7年10月

南九州市長 塗木 弘幸

3 基本的事項について

1 一般的な事項

- (1) 令和8年度予算は、年間予算として編成する。
- (2) 令和8年度予算の想定額は、物価高騰等による増額を見込むものの、前年度までの新庁舎建設事業等による歳出の減額を見込み、歳入歳出それぞれ240億円と想定し、一般財源は133億8,000万円を見込んでいる。
- (3) 予算要求に当たっては、原則として各課等へ通知した一般財源の枠内で要求することとし、歳入の確保・歳出の削減など両面にわたる徹底した見直しを行うこと。
予算の要求額は、令和6年度決算や令和7年度の執行状況を分析し、不用額の縮減に向けて精査の上、必要最小限とすること。
- (4) 国の制度改革及び各省庁の概算要求、県の動向等を注視し、情報収集に努めること。
- (5) 予算要求する事業は、総合計画との整合を基本とし、新規事業は、総合計画に盛り込まれている事業のみ要求すること。
予算計上は、緊急性、公益性及び事業実施による効果を慎重に検討し、事業実施の適否や各事業間の優先順位を判断すること。
- 限られた財源により最大の事業効果を発揮するため、次のとおり、事業の「スクラップ・アンド・ビルト」及び「選択と集中」に取り組むこと。
- ア 前例踏襲、現状維持の観念から脱却し、ゼロベースの視点で類似事業との統合も含めた事業の再構築を進め、優先順位の低い事業は廃止すること。
- イ 近隣市での実施水準を超える事業は、本市の地域性や特殊性に鑑み、高い水準とすべきものを除き、同水準となるよう見直すこと。
- ウ 行財政改革の推進のため、集中改革プラン等に掲げた取り組みは、遅滞なく進め、あわせて事務事業評価の方向性に従った見直しを行い、これらの取り組みを通じて得た視点を類似する事業にも適用し、幅広く見直しと改善に努めること。
- (6) 既存事業の展開や新規・充実事業の構築に当たっては、関係課等間の調整により、類似事業の統合やサービス水準の整合を図り、効率的な執行が可能となる予算として編成すること。
- (7) 特別会計及び企業会計は、一般会計との負担区分を明確にし、財源不足を一般会計に依存することなく、業務運営の合理化に徹するとともに、事業収入の確保に努力し、独立採算の堅持及び健全運営の確保に努めること。
- (8) 外郭団体を担当する部署は、社会情勢の変化に対応し、団体の徹底した管理費等の削減、事業の整理合理化、組織の自主的運営の促進などについて適切な指導を行うこと。
事務局を独自に有する外郭団体等は、自らその運営を行っていくべきであり、行政において過度の助成を行うことは当該団体の真の自立を阻害するとともに、特定の団体に対する継続的な助成は、行政の公平性を損なうものであるとの認識に立つこと。
- (9) 議会や監査委員等から指示・指摘された事項等については、内容を十分に検証のうえ、予算の積算や事務事業の執行方法等に留意すること。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

市税の見積りは、令和6年度決算や令和7年度の決算見込み、物価高など経済情勢の推移、税制改正、現況の所得状況を見極め、的確な判断により確実な見込額を計上すること。

自主財源の確保と市民負担の公平性の観点から、課税客体の捕捉及び目標設定による一層の収納率向上に努めること。

(2) 地方交付税等

地方譲与税、利子割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金等は、最近の決算、税制改正、経済情勢の推移等を十分検討し、的確な見込額を計上すること。

(3) 分担金及び負担金

特定の事業に充てるための経費であって、その事業により利益を受ける者が負担する金銭の収入であることから、条例等に基づき、確実な見込額で歳出予算額に見合う額を計上すること。

(4) 使用料及び手数料

特定の行政サービスの提供に要する経費の対価としての収入であり、受益者負担の観点から対象事務に要する経費の状況や他自治体の状況等を勘案した単価設定を行い、条例等に定める料金で歳入見積を行うこと。

特に、手数料は、法定事務に係るものを除き、過重過少とならないよう原価計算による適正な料金設定に努め、条例等に基づき、見込額を的確に計上すること。

なお、直近3年間の収入の推移を見積書に示すこと。

使用料及び手数料の改正を行う場合は、例規の改正案を歳入見積書に添付すること。

(5) 国県支出金

国県の予算編成の動向を的確に把握の上、確実な見込額を計上すること。

国県の補助事業であっても、それに市の負担を要する場合は、事業内容や効果等を精査し、真に必要な事業のみ計上すること。市の負担が義務である場合は、根拠を添付すること。

(6) 財産収入

市有財産は、現状を的確に把握し、運用収入や売払収入など適正な積算によること。

将来的に利用計画のない財産は、適正価格による処分を進め、歳入の確保に努めること。

(7) 市債

市債は、総合計画や過疎計画に基づき、後年の財政負担を考慮しながら、適債性のある事業について、交付税措置のある有利な起債について充当を予定することとし、予め財政係と協議すること。

(8) 繰入金

基金繰入金は、基金を所管する部署において計上すること。

財政調整基金繰入金は、後年度の財政運営に支障が生じないよう 3億9,000万円を見込んでおり、特別な財政需要と考えられる事業費分について繰入を予定している。

(9) その他の収入

過去の実績や現状を的確に把握し、予算計上を行うこと。また、歳入額の多寡にかかわらず、新たな財源確保策を模索し、積極的な歳入確保に努めること。

諸収入のうち経常的なものは、確実に予算計上し、直近3年間の収入推移を見積書に示すこと。

(10) その他

各科目を通じ、過大な見積りを避け、適正な収入見込額を計上すること。

各種債権は、収入目標を設定するなど確実に未収金を減らすための対策を進めること。

3 歳出に関する事項

(1) 人件費

人件費は、行政組織の再編成による令和8年4月1日における職員配置案に基づく見込額を計上し、第3次定員適正化計画や集中改革プランとの整合性を図ること。事業費支弁を計上する場合は、必ず総務人事係及び財政係と事前調整を行うこと。

(2) 物件費（旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料等）

物件費は、事務事業の改善、合理化、執行方法の効率化に努め、徹底した経費の節減を図り、必要最小限の要求を行うこと。

恒常に委託している業務は、その内容や範囲等の見直しを行ったうえで要求すること。

(3) 維持修繕費

維持修繕費は、公共施設の安全性や利用者の快適性を確保しながら効果的な修繕等により施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減するため、最も費用対効果の高い補修、修繕を行うこととし、要求は、必ず優先順位を付すこと。

(4) 扶助費

扶助費は、少子高齢化社会への的確な対応を基本としつつ、給付水準等の見直しを行ったうえで、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、適正な額を見込むこと。市単独の扶助費は、真に給付を必要とする部分に重点的に支出を行うものとして、抑制に努めること。

国県の制度への上乗せや国県補助制度の終了後の市単独による事業継続は行わない。

(5) 補助費等

補助金は、目的が概ね達成されたもの、社会的・経済的実情に適合しなくなったもの、補助効果の乏しいと認められるもの等を再検証すること。

枠内で予算計上する場合、令和7年度補助金の見直しによる5%減額に關係なく計上しても構わないが、枠外となる場合は、5%減額を反映した予算要求を基本とし、さらに抑制可能な項目については、各自で主体的に見直しを行い、予算の抑制に努めること。

一部事務組合への負担金は、積算根拠の詳細を確認のうえで計上すること。

法令外負担金は、県町村会や地区の法令外負担金等規制検討会等の決定分を計上すること。

(6) 普通建設事業費

総合計画との整合性を図るとともに、投資効果、緊急性、地元の受入体制等を十分検討のうえ、厳選して重点的、効率的に要求すること。

要求額と事業実施の設計額に大きな乖離が生じることのないよう、事前の現地調査と設計額の精査を確実に行うこと。

事業費の見積に当たっては、施設内容や規模等が過剰なものとならないようグレードの見直し等により、建設コストの縮減に努めるとともに、整備後の維持管理費節減を考慮した整備内容とし、要求は必ず緊急性が高い事業、費用対効果の高い事業を上位とする優先順位を付すこと。

また、過疎債など交付税措置のある起債を充当する建設事業は、翌年度へ繰り越すと、交付税収入額への影響が多大となるため、年度内に必ず完了する事業に充当を予定すること。

(7) 債務負担行為・長期継続契約

市の財政状況を十分認識し、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。

(8) その他

具体的な歳出予算の要求は、歳出予算節別積算基準表に基づくこと。

4 特別会計・公営企業会計

特別会計等においても一般会計の予算編成方針に準じて予算を調製するものとし、各会計内での収支の均衡を図ることを基本に、一般会計からの繰入に依存することなく、事務事業の効率化や収納率の向上に努め、特に公営企業は、独立採算制の原則を堅持しつつ、将来にわたる経営基盤の安定化に努め、住民サービスの低下をきたすことのないよう配慮すること。